

えるぼし認定通知書を交付しました！

佐賀労働局は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定）企業として、**医療法人社団 紅葉会（佐賀市）**を「3つ星」に認定しました。佐賀県の医療業として初の認定となっています。

【主な取組内容】

- 女性労働者を積極的に管理職に登用し、管理職に占める女性労働者の割合が52.6%と、産業平均値の44.2%を上回った。
- おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用を40名と積極的に行った。

☆認定通知書を交付しました。



佐賀労働局 渡辺 雇用環境・均等室長

医療法人社団紅葉会
牧 理事長兼統括院長

女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）とは？

女性の活躍推進のための行動計画の策定・届出を行った企業のうち、自社の女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良であり、認定基準を満たした場合に、「女性の活躍推進企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。（基準を満たした数により3段階あります）
認定を受けた事業主は、認定マークを商品、広告などに付け、女性活躍推進企業であることをPRできます。また、厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性活躍推進企業データベース」（<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>）において、えるぼし認定企業を検索することができます。

※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出は、従業員数が101人以上の企業については義務、100人以下の企業については努力義務となっています。

認定マーク：えるぼし（3つ星）



【お問い合わせ先】

佐賀労働局 雇用環境・均等室

0952(32)7218